

第 1 号議案

件名	栃木県教育委員会事務局組織規程の一部改正について
提案理由	令和 2 (2020) 年度における教育委員会事務局の組織改編に伴い、栃木県教育委員会事務局組織規程について所要の改正を行うものである。

栃木県教育委員会事務局組織規程の一部改正について

R2(2020)年3月18日 教育委員会事務局総務課

1 改正の趣旨

令和2(2020)年度の教育委員会事務局組織改編等に伴い、栃木県教育委員会事務局組織規程について所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- ① スポーツ振興課の「施設整備担当」を「スポーツ施設担当」に改称※
- ② 令和2(2020)年度から栃木県総合運動公園北・中央エリアにおけるメインスタジアム等のスポーツ施設の所管が県土整備部から教育委員会に移管されること等に伴い、スポーツ振興課に分掌事務を追加
- ③ その他、所要の文言の整理

※ 令和2(2020)年度教育委員会事務局組織改編

(教育委員会事務局)

現 行		改 編 後	備 考
課室名	班・担当等名		
スポーツ振興課	— 総務担当 — 施設整備担当 — 生涯スポーツ担当 — 競技力向上対策室	— 総務担当 — スポーツ施設担当 — 生涯スポーツ担当 — 競技力向上対策室	改称

3 施行期日

令和2(2020)年4月1日

新木県教育委員会規則第 号

新木県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。
 令和二年三月 日

新木県教育委員会教育長 荒川 政利

新木県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

新木県教育委員会事務局組織規程（昭和三十三年新木県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																	
<p>(課、室及び担当)</p> <p>第二条 本局に、次の表の上欄に掲げる課及びび室（以下「課及びび室」という。）を置き、課及びび室の下にそれぞれ下欄に掲げる担当を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td>課室名</td> <td>担 当 名</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>スポーツ振興課</td> <td>総務担当、スポーツ施設担当、生涯スポーツ担当</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>		課室名	担 当 名	略	略	スポーツ振興課	総務担当、スポーツ施設担当、生涯スポーツ担当	略	略	<p>(課、室及び担当)</p> <p>第二条 本局に、次の表の上欄に掲げる課及びび室（以下「課及びび室」という。）を置き、課及びび室の下にそれぞれ下欄に掲げる担当を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td>課室名</td> <td>担 当 名</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>スポーツ振興課</td> <td>総務担当、施設整備担当、生涯スポーツ担当</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>		課室名	担 当 名	略	略	スポーツ振興課	総務担当、施設整備担当、生涯スポーツ担当	略	略
課室名	担 当 名																		
略	略																		
スポーツ振興課	総務担当、スポーツ施設担当、生涯スポーツ担当																		
略	略																		
課室名	担 当 名																		
略	略																		
スポーツ振興課	総務担当、施設整備担当、生涯スポーツ担当																		
略	略																		
<p>2 略</p> <p>(施設課の分掌事務)</p> <p>第四条 施設課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 県立学校の予算に関すること（<u>高校教育課</u>の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>三・四 略</p> <p>(スポーツ振興課の分掌事務)</p> <p>第十条 スポーツ振興課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 〇十二 略</p> <p>十三 <u>新木県総合運動公園北・中央エリア</u>に関すること。</p> <p>十四 略</p> <p>十五 <u>とちぎスポーツ医科学センター</u>に関すること。</p> <p>十六・十七 略</p>		<p>2 略</p> <p>(施設課の分掌事務)</p> <p>第四条 施設課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 県立学校の予算に関すること（<u>学校教育課</u>の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>三・四 略</p> <p>(スポーツ振興課の分掌事務)</p> <p>第十条 スポーツ振興課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 〇十二 略</p> <p>十三 略</p> <p>十四・十五 略</p>																	

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(総務課)